

越後佐渡おもひろ歴史ばなし

新潟コレラパニック1879 ～病気だけではなかったんです!!～

風邪やインフルエンザ、ノロウイルスをはじめとする胃腸炎などの感染症。感染力が強いので瞬く間に蔓延し、特に冬になると全国的に大流行することが多いようです。

これまで7回の世界的流行があり、日本では江戸から明治時代にかけて数年間隔で猛威をふるった感染症があります。コレラ（虎列拉）病です。（請求記号 E9111-62）コレラ菌に感染することにより突然の高熱、嘔吐、下痢、脱水などの症状が顕れます。

明治12年（1879）の大流行の時、新潟県では警察が出動する大変な騒動になりました。病気の流行と警察の出動、この無縁のような2つの事柄がなぜ結びついてしまったのでしょうか。

当時、コレラ病は「コロリ」と呼ばれ、人々に強い恐怖心を植え付けていました。加えて予防に対する正しい知識が不足していました。新潟県は明治10年・11年に「虎列拉病者取扱手続」等を相次いで布達し、コレラ病患者が発生した場合の対応を定めています。これらの規則の中で注目すべきは、人々の健康に関することは警察の職務である、という点です。医師や衛生担当者は警察の指示で行動することになりました。患者は原則として避病院（伝染病専門病院）に収容され、自宅療養患者の家族は外出禁止など、伝染を防ぐための配慮から隔離する措置がとられました。しかしこのような措置はコレラ病や死に対する恐怖に加え、警察という権力への畏怖ともあいまって、一層恐怖心を高めることになりました。

そんな空気が充満する中、明治12年3月に西日本でコレラ病が発生します。県は港での検疫を強化し、家屋内外・街路などを清潔に保つよう通達しましたが、7月に入るとついに県内で感染者・死者が確認され、コレラの恐怖が現実のものとなったので



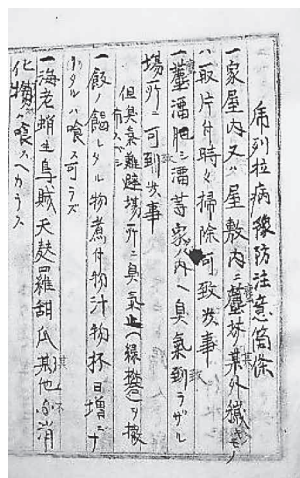
【『新潟古老雑話』】

（請求記号 E9111-62）

す。感染予防のために魚介類や生鮮食品の販売が禁止されたことにより、関係者は大打撃を受けます。さらに新潟町では、大火や洪水等の発生による米価の急騰が人々の生活を脅かしました。そして8月、生活の糧を失った漁師たちが安米を要求して富商宅を打ちこわし、巡査に抵抗する者も現れたため、警察と衝突する大騒動になりました。この騒ぎは沼垂町などへも飛び火し、竹槍などを手にした人々が警察や富商、避病院などを破壊しました。駆けつけた警察によって鎮圧されますが、死者を出すに至りました。

この大騒動の原因は、米価の高騰、コレラ予防のための魚介類・野菜果物の販売禁止等の経済的理由や、患者は避病院に送られることなどから不安が広がり恐怖心を増幅させたことによると考えられます。『新潟古老雑話』（請求記号 E9111-62）の「大コレラの時」には患者の家を見張る警官の挿絵があります。こんな風に家の出入りを監視され続けることは恐怖以外の何ものでもなかったことでしょう。全国各地で発生したコレラ騒動により、国や府県では衛生行政の見直しが緊急課題として浮上しました。国の対応を受けて、新潟県でも衛生課が学務課内の一係から独立し、町村では公選による衛生委員が置かれるなど、衛生行政の強化が図られていきました。

コレラ予防に関する諸注意が記された「虎列拉病予防注意箇条（明治13年）」（請求記号 E0311-26「虎列拉病予防村中申合約束書」）を紹介します。この注意箇条には、家を清潔に保つことや、食事での体調管理をしっかりと行うことなど、現代にも通じる家庭でできる感染症対策の基本が記載されています。



【虎列拉病予防村中申合約束書】

（請求記号 E0311-26）

- ・家屋内または屋敷内にゴミを片付けて、時々掃除をすること。
- ・海老・蛸・生烏賊・天麩羅ほか、消化の悪い物は食べてはいけない。
- ・(略)吐瀉物で汚れた衣服・紙・手拭等に速やかに濃厚石灰酸を注ぎ、便器その他汚れた器は希薄石灰酸で洗うこと、取り扱った者は希薄石灰酸で手を洗うこと。

[illegible][illegible]

六月二五日 病牀にて

犬養毅

現代語訳
(前略) 兵庫・新潟の支部で動けば、大養派(非改革派)は四十以上五十の同志は確実で(立憲国民党結党時の議員は九十二名)、党は依然として本来の面目を保つことができます。

右の次第で、老兄ご同仁一郎様が率先してご尽力くださればまず無事です。前に述べた私の決心の二字はよこしまのことではなく、党の多数を占めることを希望しますが、明らかに憲政に有害な行為(非政友会勢力と合同し、官僚に接近し政権に近づくこと)には徹頭徹尾同意はできません。

されば私一人で本来の目的(藩閥政府に対抗すること)を遂げることはなおできません。この場合に対処する方法は二つあります。

坂口仁一郎様
魚沼行手筈違撫御迷惑と奉察候、幸二武富氏奮発致しクレ服部氏も
参られとの事是にて安心致候

六月廿五日病牀ニテ

犬養毅

(前略) 兵庫・新潟二県にて動くなくんハ四十以上五十ノ同志ハ確
実ニして、党ハ依然として本来ノ面目を保全するニ足ると被存候
右之次第ニ付老兄率先して御尽力被下候、先ツ無事ナルヘク候、前
ニ述ル小生決心ノ二字ハ佗ノ儀ニハ無之、如何ニ党ノ多数が希望ナ
レハトテ明ニ於憲政ニ有害ノ行為ニハ徹頭徹尾同意ハ出来不申、左
レバトテ小生一人ニテ本来ノ目的ヲ遂クルコトハ尚更出来ず、此場
合ニ処スル方法ハ二ツあり

一ハ小生断然政界を退く也

二ハ小生単独行動を以て四五年間専ら政界革新ノ目的を以て全国
を遊説スル也

此二者中ノ孰レカ取ルノ外なしとの意ニ御座候、要之党ノ存亡ハ
必しも大事ニハあらざれど、今ハ吾党ノ凶滅ハ即チ議院政治ノ不可
行ト可相成ニ付事甚重大ニ相成ルト信スル者ニ御座候、御賢考可被
下候、早々不一

明治から大正となる激動の時代に、この犬養毅の書簡が出されました。この書簡から1ヶ月後には、明治天皇が崩御し新しい時代がスタートします。このような中で、藩閥政治に対抗した犬養毅は立憲国民党を結党します。この書簡は、犬養が衆議院議員であった坂口仁一郎へ宛てた書状です。政界を引退してでも憲政にとって有害な案には賛成できないという犬養の強い決意が、綴られています。大正元年（1912）12月に始まる第一次護憲運動を予見する書簡になります。

文書館小辞典

～知識編～

Q：庶民もハンコを使っていたのですか？

A：古文書を見ていると、黒い色のハンコが押されているものがよくあります。江戸時代の古文書に残されている印影の多くは「黒印」というものです。現代とは違い、朱肉の代わりに墨を使っているので印影も黒くなりました。

さらに現在の印鑑登録のように、あらかじめ届け出をする印もありました。村役人や本百姓は届け出た印章を宗門改帳や五人組帳などの大切な村方文書に押印していました。現代のハンコ社会のとはすでに江戸時代に形成されていたのです。

江戸時代では朱肉を用いた朱印は公的で重要な文書だけに押印されました。使えるのは武士などの特権階級だけで、庶民は黒印を押しました。庶民に朱肉が許可されるのは明治以降のことになります。

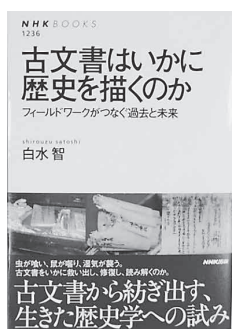
～保存編～

Q：文書類はどのような保存容器を使えばよいですか？

A：保存容器は一長一短でベストというものはありません。入手のしやすさでいえば、プラスチックの衣装ケースやダンボール箱です。ご家庭での収納スペース等の事情を考慮し上手に利用してください。特にプラスチックの透明なケースであれば、中を確認しやすいという利点もあります。ちなみに当館では持ち運びやすさや通気性を考慮しダンボール箱を利用しています。

どの保存容器でも、防虫剤を入れ、年に1回程度は陰干しをしてください。防虫剤は市販の衣装用のものでかまいませんが、別々のメーカーのものを混ぜて使うと染みなどができる可能性がありますので、避けてください。

文書館の本棚



『古文書はいかに歴史を描くのか
フィールドワークがつなぐ過去と未来』
白水 智 著
NHKブックス
平成 27 年 12 月

歴史研究においてその成果を著した本は多いですが、フィールドワークで古文書を見出し整理・読解を経て研究成果に結実させるまでの過程を本にしたものは意外に少ないのではないのでしょうか。本書の帯には、「虫が喰い、鼠が齧り、湿気が襲う。古文書をいかに救い出し、修復し、読み解くのか。古文書から紡ぎ出す、生きた歴史学への試み」とあります。本書は、平成 23 年東日本大震災に襲われた長野県栄村で、地震以前から 10 年以上にわたり歴史調査を続け、地震後は救出した文化財の整理・活用にも携わり続ける経験をもつ著者が書き上げたもの

です。

蔵や屋根裏、古い筆筒などに納められていたその地域の出来事を知る史料をどのように整理し、どのように歴史を読み解いていけばよいのかを、著者が自身の長い現場経験から具体的に例示し説明していきます。歴史学を学んだことがない人や、古文書に興味を持っている人にもすぐに実践できる内容になっています。

一方で、「歴史は何のために学ぶのか」と問いかけ、その答えを導くために、地域の人々と共に行う現地調査とその後の整理・活用の重要性を訴え、さらに古文書を扱う人材の育成や自治体の役割にまでその提案はおよびます。地方創成・地域興しが各地で盛んな昨今、地域に人が愛着と誇りをもって住めるようにするにはその土地の来歴や文化をまず知ることが重要であり、その基礎作業が資料の掘り起こしと整理・保存の作業になります。

歴史を学ぶときは過去を調べながら常に未来を向いています。まさに「過去と未来をつなぐ」のです。それはすべての人々ができることであり、共感も大きいのではないのでしょうか。【加納記】

平成28年度文書館10月以降の主催講座

◆ 10 月以降の主催講座をご案内します。

◎古文書講座

講座名	日 程	定員	会 場
はじめての古文書講座（冬季）	12/ 1(木) 12/ 8(木) 12/15(木)	15	共同研修室 1・2
古文書初級解説講座（冬季）	Aコース 1/18(水) 1/25(水)	50	どちらも大研修室
	Bコース 1/20(金) 1/27(金)	50	※A・Bコースとも同内容
古文書解説講座（冬季）	2/17(金) 2/24(金)	120	ホール

※時間はすべて 13：30～15：30

※古文書講座は資料代が 100 円必要です。

◎「新潟県の歴史」講座

《歴史講座》

講座回	日 程	定員	会 場
第 2 回	11/26(土)	180	ホール
第 3 回	3/11(土)	180	ホール

※時間はすべて 13：30～15：30

《教養講座》

講座回	日 程	時間	定員	会 場
第 5 回	10/12(水)	90	180	ホール
第 6 回	10/27(木)	90	180	ホール
第 7 回	11/ 2(水)	60	60	大研修室
第 8 回	11/ 9(水)	60	60	大研修室

※開始時刻はすべて 13：30～

※予定ですので変更することがあります。

詳細はHPまたは各回のチラシにて御確認ください。

編集・発行 新潟県立文書館

〒950-8602 新潟市中央区女池南 3-1-2

TEL.025-284-6011 FAX.025-284-8737

URL.<http://www.archives.pref.niigata.jp/>

E-mail. archives@mail.pref-lib.niigata.niigata.jp

アーキビスト 文書館職員随想

▶ 文書館は、現在 1 か月に 1 回主催講座をおこなっています。内容は「古文書解説」と「新潟県の歴史」のいずれかです。主に平日の時間帯であることから、参加者は 60 歳代以上の方が多いのですが、最近これより若い世代の方々の参加も目につくようになってきました。さまざまな世代に参加者が広がってきましたが、参加動機は共通のものがあると感じています。それが「新潟県の歴史を知りたい」ということです。地元で生活してきたけど、地元の歴史を知らないということに気づいた、新潟に転居してきたので新潟の歴史を知りたい、などそれぞれの事情が動機のようにです。よくよく考えてみると、日本の歴史を学ぶ機会はあるにしても、新潟県の歴史を学ぶ機会は決して多くないように思います。ひょっとすると、「知りたい」にはそのような事情もあるかもしれません。何回も参加される方々はもちろん各テーマについて参加される方々の講師の話に熱心に耳を傾ける姿には、文書館職員みな毎回胸を打たれます。▶ 文書館は「保存なくして利用なし」をモットーに新潟県の歴史に関する文書等の保存に努めています。また、文書館は『新潟県史』編さん事業で収集された歴史資料を引き継いでもいます。『新潟県史』で新潟県の歴史が書き尽くされているわけではありません。使われなかった文書やその後に見つかった文書が語る歴史の場面があるのです。新潟県の歴史に関する文書等を「保存」するだけでなく「利用」して、県民のみなさんに「新潟県の歴史」を提供することや、「保存」されている文書等から歴史の場面を掘りおこし、「新潟県の歴史」に新しい魅力を付け加えることも『新潟県史』を引き継いだ文書館の役割と思っています。▶ 文書館の書庫には、公文書や古文書が山のように保存されています。その山を見つめるたびに、これらが利用者の目的に応じて利用されることを見守るだけでなく、職員自らが活用して文書に語らせることが、新潟県の歴史に関する文書等の「保存」を進めていくことにもつながると思いを抱きます。▶ 「新潟県の歴史」に関する文書等を「保存」することはもちろん、主催講座で県民のみなさんを「新潟県の歴史」に誘う文書館であるために、日々文書館職員は頑張っています。

【中川記】